

# 令和4年度(令和3年分所得) 町民税・県民税申告書の書き方

① 最上欄に令和4年1月1日現在の住所、氏名、生年月日、マイナンバー(個人番号)、電話番号などを記入します。

## ② 「1. 収入金額等」の欄

- ・令和3年中(2021年1～12月)の収入金額を記入してください。各収入(各所得)の内容は、下表「各所得の説明と計算方法」をご参照ください。
- ・事業をされている方、不動産収入のある方は、まず「収支内訳書」を作成してから収入金額を記入してください。
- ・給与、賞金があった方は、年間の収入金額(源泉徴収票の支払金額)を記入してください。源泉徴収票がない方は裏面「6 給与所得の内訳」も記入してください。収入金額とは、社会保険料や税金が天引きされる前の金額です。
- ・公的年金等収入があった方は、年間の収入金額(源泉徴収票の支払金額)を記入してください。世帯内(例えばご夫婦など)で合算はしないで、申告するご本人の収入のみ記入してください。
- ・令和3年中(2021年1～12月)に収入がなかった方、障害年金等の非課税所得のみだった方は、裏面下部「▼令和3年中に所得がなかった方の記入欄」の当てはまる項目を記入してください。

## ③ 「2. 所得金額」の欄

- ・収入金額からそれに対する経費を差し引いて所得金額を計算します。下表「各所得の説明と計算方法」を参考に計算した金額を記入してください。
- ・事業をされている方、不動産収入のある方は、「収支内訳書」で計算した所得金額を記入してください。
- ・給与、賞金があった方は、3ページの表から給与所得を計算してください。所得金額は、実際の手取り金額とは異なります。
- ・公的年金等収入があった方は、3ページの表から公的年金等所得を計算してください。
- ・土地建物や株式等を売却(譲渡)された方、土地建物の公共事業による収用等があった方は、計算方法が特殊なため信濃中野税務署にご相談ください。

## ④ 「3. 所得から差し引かれる金額に関する事項」および「4. 所得から差し引かれる金額」の欄

- ・6ページの「各控除の説明と計算方法」を参考に、計算した控除額を記入してください。
- ・社会保険料控除、小規模共済等掛金控除は、令和3年中(2021年1～12月)にあなたが支払った金額が対象になります。国民健康保険税や後期高齢者医療保険料等を口座振替で納付している場合、口座名義人の方が控除することができます。年金天引き(特別徴収)されている介護保険料等は、ご本人のみ控除することができます。支払った金額を⑫⑬に記入してください。
- ・生命保険料や地震保険料を支払っている方は、保険の種類ごとの内訳と、計算した控除額を⑭⑮に記入してください。
- ・あなたに、合計所得金額 48万円以下の配偶者や扶養親族がいる場合は、その方の氏名、生年月日、マイナンバー(個人番号)、あなたからみた続柄(配偶者は合計所得金額)と、計算した控除額を⑯～㉑に記入してください。
- ・あなたに、16歳未満の扶養親族(年少扶養)がいる場合は、表面下部「16歳未満の扶養親族」に、その方の氏名、生年月日、マイナンバー(個人番号)、あなたからみた続柄を記入してください。年少扶養の控除額はありますが、町民税・県民税の非課税判定に影響しますので、忘れずに記入してください。
- ・あなたが扶養にしている配偶者やご家族の方で、あなたとは別居されている場合は、裏面「12 別居の扶養親族等に関する事項」に、その方の氏名と住民票上の住所を記入してください。
- ・あなたや、あなたが扶養にしている配偶者や扶養親族に障がいがある場合、その方の氏名、マイナンバー(個人番号)、障がいの程度を㉒に記入してください。介護度を理由とする場合は、町福祉係から『障害者控除対象者認定書』の交付を受ける必要があります。
- ・医療費を一定以上支払った方は、医療を受けた人ごと、病院や薬局ごとの内訳から「医療費控除の明細書」を作成し、明細書の内容を㉓に転記します。

## 各所得の説明と計算方法

事業	営業等	小売業、製造業、飲食店業、製造業、建設業、運輸業、修理業、サービス業などのいわゆる営業 医師、弁護士、作家、俳優、職業野球選手、外交員、大工などの自由職業 ※建設業のいわゆる“一人親方”は、ここに含まれます。
	農業	米、野菜、果樹、花などの生産・栽培や養蚕、養蜂、酪農品の生産などから生じる所得 ※家事消費分についても申告は必要です。
	不動産	土地、建物などの貸付けから生じる所得
	利子	公社債および預金の利子など(収入金額がそのまま所得金額になります) ※町民税・県民税の課税対象が限られていますので、詳しくは、町税務課へお問い合わせください。
	配当	株式または出資の配当、余剰金の分配などによる所得(収入金額から株式などの元本取得に要した負債の利子を差し引いた金額です) ※上場株式等に係る配当所得の申告は、総合課税と分離課税から選択できます。詳しくは、町税務課へお問い合わせください。
雑	給与	給与、賞金、賞与などの所得(日雇い、パート、アルバイトによる収入も含まれます) ※計算表→3ページ
	公的年金等	国民年金(基金)、厚生年金、共済年金、農業者年金、恩給、確定給付企業年金、確定拠出企業年金など ※計算表→3ページ
	業務	シルバー人材センターの配分金、原稿料、講演料、又はシェアリング・エコノミーなどの副収入による所得
	その他	生命保険の年金(個人年金保険)、互助年金、暗号資産取引など、他の所得にあてはまらない所得 ※支払証明書などにより収入から経費を差し引いた金額が所得金額になります。
総合課税・一時	長期・短期	土地建物以外の資産を譲渡(売買)した所得
	一時	生命保険の一時金や損害保険の満期返戻金、賞金や懸賞当選金など臨時で受け取った所得
	(短期)	計算式 収入金額 - 経費 = 所得金額
	(長期・一時)	計算式 {(収入金額) - (経費) - (特別控除 50万円)} × 0.5 = 所得金額
	分離課税	土地建物や株式等の売却(譲渡)、土地建物の公共事業による収用等から生じる所得 ※詳しくは信濃中野税務署へご相談ください。

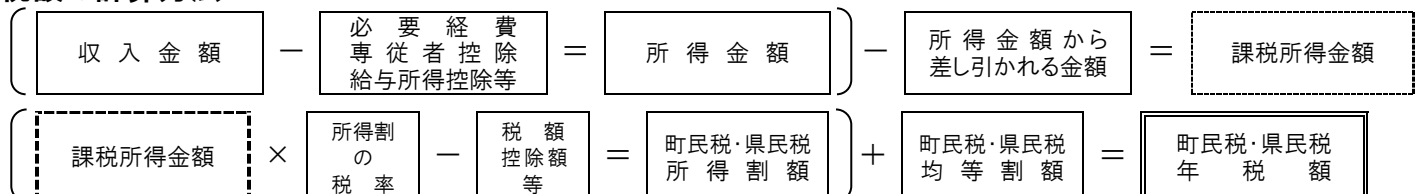
## 令和4年度 町民税・県民税の税率

所得割	
町民税	県民税
6%	4%

均等割	
町民税	県民税
3,500円	2,000円

※県民税の均等割のうち500円は、「長野県森林づくり県民税」です。

## 税額の計算方法



## ▽給与の収入から所得を求める計算表

給与の収入金額 申告書の④	給与の所得金額 申告書の⑥	
550,999 円 以下	0 円	
551,000 円 ～ 1,618,999 円	収入金額 - 550,000 円	
1,619,000 円 ～ 1,619,999 円	1,069,000 円	
1,620,000 円 ～ 1,621,999 円	1,070,000 円	
1,622,000 円 ～ 1,623,999 円	1,072,000 円	
1,624,000 円 ～ 1,627,999 円	1,074,000 円	
1,628,000 円 ～ 1,799,999 円	収入金額 ÷ 4 = ★ (1,000 円未満の端数切捨て)	★ × 2.4 + 100,000 円
1,800,000 円 ～ 3,599,999 円		★ × 2.8 - 80,000 円
3,600,000 円 ～ 6,599,999 円		★ × 3.2 - 440,000 円
6,600,000 円 ～ 8,499,999 円	収入金額 × 0.9 - 1,100,000 円	
8,500,000 円 以上	収入金額 - 1,950,000 円	

※勤め先より発行される「源泉徴収票」の『給与所得控除後の金額』に記載されている金額が、計算表で求めることができる「給与の所得金額」にあたります。

ただし、「源泉徴収票」が複数枚ある場合は、それぞれの『支払金額』に記載の金額を足して、計算表により「給与の所得金額」を計算してください。

※「源泉徴収票」がない場合には、給与明細などを見て、申告書裏面「6 給与所得の内訳」を記入してから、計算表により「給与の所得金額」を計算してください。

## ▽公的年金等の収入から所得を求める計算表

年齢区分	公的年金等の収入金額 申告書の⑤	公的年金等に係る雑所得金額 申告書の⑦		
		公的年金等を除いた合計所得金額		
		10,000,000 円以下	1,000 万円超 2,000 万円	2,000 万円超
65 歳未満  昭和 32 年 1 月 2 日以後 に生まれた方	1,300,000 円 以下	収入金額 - 600,000 円	左の計算式 から 10 万円 引いた金額	左の計算式 から 20 万円 引いた金額
	1,300,001 円 ～ 4,100,000 円	収入金額 × 0.75 - 275,000 円		
	4,100,001 円 ～ 7,700,000 円	収入金額 × 0.85 - 685,000 円		
	7,700,001 円 ～ 10,000,000 円	収入金額 × 0.95 - 1,455,000 円		
65 歳以上  昭和 32 年 1 月 1 日以前 に生まれた方	10,000,001 円 以上	収入金額 - 1,955,000 円	左の計算式 から 20 万円 引いた金額	
	3,300,000 円 以下	収入金額 - 1,100,000 円		
	3,300,001 円 ～ 4,100,000 円	収入金額 × 0.75 - 275,000 円		
	4,100,001 円 ～ 7,700,000 円	収入金額 × 0.85 - 685,000 円		
	7,700,001 円 ～ 10,000,000 円	収入金額 × 0.95 - 1,455,000 円		
10,000,001 円 以上	収入金額 - 1,955,000 円			

※遺族年金、障害年金などは、「非課税所得」に該当するため、所得として申告する必要はありません。申告書裏面下部「▼令和 3 年中に所得がなかった方の記入欄」をご記入ください。

※「個人年金」は、公的年金等ではありませんので、計算表ではなく保険会社より発行される「支払証明書」などをご覧ください。申告してください。

## ▽生命保険料を支払った金額から控除額を求める計算表

新制度 一般生命・介護医療・個人年金	
支払金額	控除額
12,000 円 以下	支払金額の全額
12,001 円 ～ 32,000 円	支払金額 × 0.5 + 6,000 円
32,001 円 ～ 56,000 円	支払金額 × 0.25 + 14,000 円
56,001 円 以上	一律 28,000 円

旧制度 一般生命・個人年金	
支払金額	控除額
15,000 円 以下	支払金額の全額
15,001 円 ～ 40,000 円	支払金額 × 0.5 + 7,500 円
40,001 円 ～ 70,000 円	支払金額 × 0.25 + 17,500 円
70,001 円 以上	一律 35,000 円

※新・旧制度の控除額の合計が、「生命保険料控除」になります。控除の上限額は 7 万円です。

※一般生命・個人年金は、「新制度のみ」「旧制度のみ」「新旧両方」から選んで申告できます。「新旧両方」を選ぶ場合、上限額はそれぞれ 28,000 円です。

## ▽地震保険料を支払った金額から控除額を求める計算表

保険の種類	支払金額	控除額
地震保険	50,000 円 以下	支払金額 × 0.5
	50,001 円 以上	一律 25,000 円
旧長期損害保険	5,000 円 以下	支払金額
	5,001 円 ～ 15,000 円	支払金額 × 0.5 + 2,500 円
	15,001 円 以上	一律 10,000 円
両方の保険がある場合	上記の表で計算した控除額の合計(上限額は 25,000 円) ※両方に該当する一つの保険契約(1 枚の控除証明書に両方の保険料が記載されたもの)は、どちらか一方を選んで申告します。	

※いわゆる“火災保険”を支払った金額は、控除対象外です。ただし、地震保険契約に附帯して締結されるもの、地震保険契約と一体となって効力を有するものは「地震保険料控除」となる場合があります。

※「地震保険料控除」の対象となるかについては、保険会社などから送られてくる控除証明書で確認してください。

## ▽配偶者(特別)控除の控除額を求める計算表

配偶者の合計所得金額 申告書の⑳～㉑「合計所得金額」に記入してください。		納税義務者(申告する方)の合計所得金額			
		900 万円以下	900 万円超 950 万円以下	950 万円超 1,000 万円	1,000 万円超
配偶者控除  70 歳以上の方 S27 年 1 月 1 日以前生まれ	480,000 円 以下	33 万円	22 万円	11 万円	0 円
		38 万円	26 万円	13 万円	
配偶者特別控除  ※配偶者の合計所得金額に応じて受けることができる控除です。 ※ここに該当する配偶者は、税金上の扶養人数には含まれません。	480,001 円 ～ 1,000,000 円	33 万円	22 万円	11 万円	0 円
	1,000,001 円 ～ 1,050,000 円	31 万円	21 万円	11 万円	
	1,050,001 円 ～ 1,100,000 円	26 万円	18 万円	9 万円	
	1,100,001 円 ～ 1,150,000 円	21 万円	14 万円	7 万円	
	1,150,001 円 ～ 1,200,000 円	16 万円	11 万円	6 万円	
	1,200,001 円 ～ 1,250,000 円	11 万円	8 万円	4 万円	
	1,250,001 円 ～ 1,300,000 円	6 万円	4 万円	2 万円	
	1,300,001 円 ～ 1,330,000 円	3 万円	2 万円	1 万円	
1,330,001 円 以上	0 円	0 円	0 円		

※計算表に用いるのは「配偶者の合計所得金額」です。給与や年金の収入金額ではありませんので、注意してください。

※配偶者が白色申告者の事業専従者、または青色申告者の事業専従者として給与の支払を受けている場合は、配偶者(特別)控除は受けられません。

## 各控除の説明と計算方法

※ここに記載の「令和3年中」とは、“令和3年(2021年)の1月から12月までの12か月間”をいいます。

社会保険料控除	令和3年中に、あなたが支払った社会保険料(国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料、国民年金保険料、国民年金基金の掛金、厚生年金保険料など)が対象 ※国民年金保険料は「控除証明書」の添付または提示が必要です ※口座振替で納付している場合は口座名義人の方、年金天引きの場合はその年金を受け取っている本人の控除になります	控除額	
	支払った金額		
小規模企業等掛金控除	令和3年中にあなたが支払った小規模企業等掛金(旧第二種共済掛金を除く)、確定拠出型年金法に規定する企業型年金加入者掛金および個人型年金加入者掛金(iDeCo)の掛金など	支払った金額	
生命保険料控除	あなたや親族が受取人となっている生命保険契約や、あなたや配偶者を受取人とする個人年金保険契約に対して、令和3年中にあなたが支払った金額が対象	3ページの表より計算	
地震保険料控除	あなたや親族が受取人となっている地震保険契約などに対して、令和3年中にあなたが支払った金額が対象	3ページの表より計算	
ひとり親控除	現に婚姻していない方または配偶者が生死不明などの方で、次の①～③のいずれにも当てはまる方 ①令和3年中の合計所得金額が500万円以下であること ②生計を一にする子(令和3年中の総所得金額等が48万円以下であり、他の人の扶養親族ではない)を有する ③住民票の続柄に「夫(未届)」または「妻(未届)」の記載がない	控除額	
	30万円		
寡婦控除	上記の「ひとり親」に当たらない方で、次の①～③のいずれにも当てはまる方 ①令和3年中の合計所得金額が500万円以下であること ②◆夫と死別した後婚姻をしていない方、夫が生死不明などの方 または ◆夫と離別した後婚姻をしていない方で、扶養親族を有する方 ③住民票の続柄に「夫(未届)」または「妻(未届)」の記載がない	控除額	
	26万円		
勤労学生控除	学校教育法で規定する学校等の生徒・学生で、令和3年中の合計所得金額が75万円以下の方	控除額 26万円	
障害者控除	あなたや配偶者、扶養親族が、令和3年12月31日(年中途中で亡くなった方は、死亡日)現在、次のいずれかに当てはまる方 ①身体障害者手帳や戦傷病者手帳、精神障害者保健福祉手帳の発行を受けている方 ②精神保健指定医などにより知的障害者と判定された方 ③65歳以上の方で、障害の程度が障害者に準ずるものとして町長等の認定を受けている方 など ※介護度を理由とする場合は、町福祉係から『障害者控除対象者認定書』の交付を受ける必要があります	控除額	
	「特別障害者」…上記のうち、次の特に重度の障害のある方 ①身体障害者手帳に身体上の障害の程度が一級又は二級と記載されている方 ②精神障害者保健福祉手帳に障害等級が一級と記載されている方 など	30万円	
	「同居特別障害者」…特別障害者のうち、あなたや配偶者との同居を常としている方	53万円	
配偶者控除	あなたの配偶者が、次のいずれにも該当する方 ※あなたの合計所得金額が1,000万円を超える場合は対象外 ①令和3年12月31日(年中途中で亡くなった方は、死亡日)現在、あなたと生計を一にしている ②令和3年中の合計所得金額が48万円以下 ③白色申告者の事業専従者でない、または青色申告者の事業専従者として給与の支払を受けていない 「老人控除対象配偶者」…上記のうち、配偶者の年齢が70歳以上(昭和27年1月1日以前生まれ)の方	3ページの表より計算	
配偶者特別控除	配偶者の、令和3年中の合計所得金額が48万円超133万円未満の方 ※あなたの合計所得金額が1,000万円を超える場合は対象外 ※夫婦がお互いに配偶者特別控除を適用することはできません	3ページの表より計算	
扶養控除	令和3年12月31日(年中途中で亡くなった方は、死亡日)現在、次のいずれにも該当する方 ①配偶者以外の親族(6親等内の血族及び3親等内の姻族)など ②あなたと生計を一にしている ③令和3年中の合計所得金額が48万円以下 ④白色申告者の事業専従者でない、または青色申告者の事業専従者として給与の支払を受けていない ※一人の扶養親族につき、どなたかお一人のみ扶養控除を受けることができます。ご家族で同じ方の扶養控除を取り合う(重複する)ことはできません ※配偶者や扶養親族があなたとは別居されている場合は、 <b>申告書裏面「12 別居の扶養親族等に関する事項」</b> を記入してください ※日本国外に居住する親族について控除を受ける方は、人数分の「親族関係書類」および「送金確認書類」の添付または提示が必要です	控除額	
	特定扶養	19歳以上23歳未満の方(平成11年1月2日から平成15年1月1日生まれ)	45万円
	老人扶養	70歳以上の方(昭和27年1月1日以前に生まれた方)	38万円
	同居老親等	老人扶養のうち、あなたや配偶者の直系尊属で、あなたや配偶者との同居を常としている方	45万円
	一般扶養	上記以外で、16歳以上の方(平成18年1月1日以前生まれ)	33万円
生計を一にするとは…	会社員、公務員などが勤務の都合により家族と別居している場合や、親族が修学や療養などのために別居している場合でも、①生活費、学資金または療養費などを“常に”送金しているとき、②日常の起居を共にしていない親族が、勤務や修学等の余暇には他の親族のもとで“起居を共にしている”ときは、「生計を一にする」として取り扱われます。 ※老人ホームなどへ入所している場合、その老人ホームを起居としているため、同居しているとはいえません		

基礎控除	あなたの令和3年中の合計所得金額が2,500万円以下の場合に控除されます	合計所得金額	控除額	合計所得金額	控除額
		24,000,000円以下	43万円	24,500,001円～25,000,000円	15万円
		24,000,001円～24,500,000円	29万円	25,000,001円以上	0円

所得金額調整控除	あなたの、給与収入金額が850万円を超えており、次のうち、いずれかに該当する場合に給与所得金額から控除されます ①あなたが特別障害者に該当する方 ②23歳未満の扶養親族を有する方 ③特別障害者に該当する、配偶者もしくは扶養親族を有する方 該当となる理由の方について、 <b>申告書裏面「16 所得金額調整控除に関する事項」</b> に氏名、生年月日、マイナンバー(個人番号)、あなたから見た続柄(あなたが該当の場合は「本人」)、特別障害者に該当する場合は障害の程度、あなたとは別居されている場合はその方の住民票上の住所を記入してください ※該当となる方が一人でも複数人いる場合でも、控除される金額は変わりません。複数人いる場合は、どなたか一人について記入してください ※扶養控除とは異なり、どなたか一人のみ控除されるという制限はありません。例えば、夫婦ともに給与収入金額が850万円を超えており、23歳未満の子が一人いる場合は、夫婦のどちらも控除を受けることができます 計算式 {給与収入金額(1,000万円超の場合は1,000万円) - 850万円} × 10% = 控除額 ※1円未満の端数は切り上げます
----------	---

## 寄附金税額控除(税額から差し引かれる金額)について

対象になる寄附金	あなたが令和3年中に、都道府県・市区町村に対する寄附金(ふるさと納税など)や、住所地の共同募金会と日本赤十字社支部に対する寄附金、長野県と山ノ内町のそれぞれが条例で定めた団体に対して支払った寄附金がある場合に、2,000円を超えて支出した金額について控除されます <b>申告書裏面「15 寄附金に関する事項」</b> に、支払った金額をそれぞれ記入してください ※長野県・山ノ内町の条例指定については、町税務課へお問い合わせください
----------	--